

カード規定集

ローンカード	〔	ながぎんローンカード	取扱規定
		“ユニティ”カード	
		“エクセラ”カード	

ローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

- （1）カードは、預金機を使用してカードローン口座の当座貸越金の返済（以下「入金取引」といいます。）をする場合および支払機を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「支払取引」といいます。）ならびに振込機で振込または振替を行う場合に利用することができます。
- （2）カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。
- （3）カード規定および本取扱規定での「預金の預入れ、払戻し」は本取扱規定においては、「当座貸越金の返済または普通預金の入金、当座貸越金の借入れまたは普通預金の払戻し」と読み替えてください。

2（預金機による入金取引）

預金機に投入された現金が当座貸越残高をこえる場合、その超過金額はあらかじめご指定の預金口座へ入金します。

3（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- （1）停電、故障等により支払機、預金機による払戻しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済ができます。ただし、払戻しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- （2）前項により払戻しまたは返済をする場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- （3）停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、カードにより払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続

により振替えまたは振込みを行ってください。

4 (カード・暗証の管理等)

(1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書等に記載された内容と当行への届出事項との一致または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

5 (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

6 (盗難カードによる払戻し等)

(1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

イ カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

ロ 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

ハ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期

間を加えた日数とします。) 前日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

イ 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(イ) 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合

(ロ) 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合

(ハ) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

ロ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

7 (カードの有効期限)

カードの有効期限は、契約書の取引期間または契約期間と一致し、契約書に基づきその取引が終了する場合にはカードは無効となります。

8 (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン契約または預金口座を解約する場合には、そのカードを当店に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカード利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

イ 第9条に定める規定に違反した場合

ロ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

9（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

10（規定・契約書等の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、カード規定、振込規定およびカードローン契約書の定めるところにより取扱います。

11（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

事業者カードローン・カード規定

事業者カードローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

- （1）カードは、預金機を使用してカードローン口座の当座貸越金を返済（以下「入金取引」といいます。）する場合および支払機を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合ならびに当行の振込機で振込または振替を行う場合に利用することができます。

- (2) カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。
- (3) カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済、当座貸越金の借入れ」と読み替えてください。

2 (カードによる窓口での借入れ)

カードにより当行の窓口で借入をする場合は、当行所定の払戻請求書に氏名、金額、届出の暗証および資金用途を記入のうえ、カードとともに提出してください。提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

3 (預金機による入金取引)

預金機に投入された現金が当座貸越残高をこえる場合、その超過金額は、あらかじめご指定の預金口座へ入金します。

4 (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機、預金機による払戻しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済ができます。ただし、払戻しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- (2) 前項により払戻しまたは返済をする場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、カードにより払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

5 (カードの有効期限)

カードの有効期限は、契約書の取引期間と一致し、契約書に基づきその取引が終了する場合にはカードは無効となります。

6 (解約等)

事業者カードローン契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

7 (規定・契約書等の準用)

この規定に定めのない事項については、カード規定、振込規定のほか別途差入れを受けた銀行取引約定書および契約書等の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

8 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

“ハイグレード50”カード取扱規定

“ハイグレード50”カード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

(1) カードは、預金機を使用してカードローン口座の当座貸越金の返済または支払機を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「支払取引」といいます。）に利用することができます。

(2) カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。

(3) カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済または普通預金の入金、当座貸越金の借入れまたは普通預金の払戻し」と読み替えてください。

2（預金機による入金取引）

預金機に投入された現金が当座貸越残高をこえる場合、その超過金額および当座貸越の約定返済または当座貸越利息が延滞しているため直接カードローンの口座への入金ができない場合のその入金金額は、あらかじめご指定の預金口座へ入金します。

3（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

(1) 停電、故障等により支払機、預金機による払戻しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済ができます。ただし、払戻しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。

(2) 前項により払戻しまたは返済をする場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、カードにより払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

4 (カードの有効期限)

カードの有効期限は、契約書の取引期間または契約期間と一致し、契約書に基づきその取引が終了する場合にはカードは無効となります。

5 (解約等)

当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

6 (規定・契約書等の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、カード規定、振込規定およびカードローン契約書の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

7 (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定め1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

ながぎんプレミアムカードローンカード取扱規定

ローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1 (この規定の取引に係る契約の成立)

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを

承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

- (1) カードは、預金機を使用してカードローン口座の当座貸越金の返済または支払機を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「支払取引」といいます。）に利用することができます。
- (2) カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。
- (3) カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済、当座貸越金の借入れ」と読み替えてください。

2（預金機での貸越残高を超える入金取引）

預金機に、返済のため入金された現金が当座貸越残高を超える場合は、その超過金額は、あらかじめご指定の返済用預金口座へ入金します。

3（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により支払機、預金機による払戻しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済ができます。ただし、払戻しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- (2) 前項により払戻しまたは返済をする場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、カードにより払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

4（カードの有効期限）

カードの有効期限は、契約書の取引期間、取引期限または契約期間と一致し、契約書に基づきその取引が終了する場合にはカードは無効となります。

5（解約）

当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

6（規定・契約書等の準用）

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、カード規定、振込規定およびカードローン契約書の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

7（規定の変更）

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

「ながぎんアットローン」カード取扱規定

ながぎんアットローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

- (1) カードは、預金機を使用して当座貸越金の返済を行う場合、または支払機を使用して当座貸越金の借入れを行う場合に利用することができます。
- (2) カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。
- (3) カード規定の「預金の預入れ、払戻し」は、それぞれ「当座貸越金の返済、当座貸越金の借入れ」と読み替えてください。

2（カードの貸与等）

- (1) カードは、契約者1名につき1枚を発行し、貸与します。カードの所有権は、当行に属するものとします。
- (2) カード（カード上の表示事項を含む。）は、契約者本人以外使用することはできません。契約者がこれに違反してカードを他人に使用された場合の損害は、契約者の負担になります。

3（預金機による入金取引）

預金機に投入された金額が当座貸越残高を超える場合、その取引は成立せず、入金はできません。

4 (預金機・支払機障害時の取扱い)

- (1) 停電、故障等により支払機、預金機による返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより返済ができます。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- (2) 前項により返済する場合には、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5 (カードの有効期限)

カードの有効期限は、当座貸越契約書の利用有効期間と一致し、取引が終了する場合は、カードは無効となります。

6 (契約の解除)

当座貸越契約を解約する場合は、カードを当行に返却してください。

7 (規定・契約書等の準用)

この規定に定めのない事項については、カード規定および当座貸越契約書の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

8 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

カードローン「リベロ」カード取扱規定

カードローン「リベロ」カード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

（1）カードは、預金機を使用して当座貸越金の返済を行う場合、または支払機を使用して当座貸越金の借入れを行う場合に利用することができます。

（2）カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。

（3）カード規定の「預金の預入れ、払戻し」は、それぞれ「当座貸越金の返済、当座貸越金の借入れ」と読み替えてください。

2（カードの貸与等）

（1）カードは、契約者名につき1枚を発行し、貸与します。カードの所有権は、当行に属するものとします。

（2）カード（カード上の表示事項を含む。）は、契約者本人以外使用することはできません。契約者がこれに違反してカードを他人に使用された場合の損害は、契約者の負担になります。

3（預金機による入金取引）

預金機に投入された金額が当座貸越残高を超える場合、その取引は成立せず、入金はできません。

4（預金機・支払機障害時の取扱い）

（1）停電、故障等により支払機、預金機による返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより返済ができます。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。

（2）前項により返済する場合には、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

5（カードの有効期限）

カードの有効期限は、当座貸越契約書の利用有効期間と一致し、取引が終了する場合は、カードは無効となります。

6（契約の解除）

当座貸越契約を解約する場合は、カードを当行に返却してください。

7（規定・契約書等の準用）

この規定に定めのない事項については、カード規定および当座貸越契約書の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

8（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

教育カードローンカード取扱規定

ローンカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は、八十二長野クイックカード規定（以下「カード規定」といいます。）によるほか、次により取扱います。

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、お客様からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1の2（カードの利用）

- （1）カードは、預金機を使用してカードローン口座の当座貸越金の返済または支払機を使用してカードローン口座から当座貸越金を借入れる場合（以下「支払取引」といいます。）に利用することができます。
- （2）カード規定で定める「代理人」のためのカードは、発行しません。
- （3）カード規定での「預金の預入れ、払戻し」は「当座貸越金の返済、当座貸越金の借入れ」と読み替えてください。

2（預金機での貸越残高を超える入金取引）

預金機に、返済のため入金された現金が当座貸越残高を超える場合は、その超過金額は、あらかじめご指定の返済用預金口座へ入金します。

3（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

- (1) 停電、故障等により支払機、預金機による払戻しまたは返済ができないときは、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより払戻しまたは返済ができます。ただし、払戻しの場合は、当行が支払機故障時等の扱いとして定めた金額を限度とします。なお、提携銀行の窓口では、この取扱いはできません。
- (2) 前項により払戻しまたは返済をする場合には、当行所定の請求書または入金票に氏名および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (3) 停電、故障等により預金機による振替えまたは振込機による振込みができないときは、前項により当行本支店の窓口で、カードにより払戻したうえ、窓口で、当行所定の手続により振替えまたは振込みを行ってください。

4 (カードの有効期限)

カードの有効期限は、契約書の取引期間、取引期限または契約期間と一致し、契約書に基づきその取引が終了する場合にはカードは無効となります。

5 (解約)

当座貸越契約を解約する場合には、カードを当店に返却してください。

6 (規定・契約書等の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、カード規定、振込規定およびカードローン契約書の定めるところにより取扱います。ただし、カード規定の第10条および11条を除きます。

7 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上